

MS 信頼性ガイドラインに対するアクションプラン

- Part 2 -

(マネジメントシステム認証懇談会報告)

2010 年 12 月

マネジメントシステム認証懇談会

はじめに	3
■経緯と趣旨	3
■報告内容	3
■活動実績	4
■MS 認証懇談会の委員及びオブザーバー	5
1. MS 信頼性ガイドライン対応委員会にて決定したアクションプラン(Part-1)の実行状況	6
1-1 認証に係る規律の確保	6
1-1-1 故意の虚偽説明への対応	6
1-1-2 重大な法令違反への対応	7
1-1-3 認証範囲適正化への対応	7
1-2 審査員の質向上と均質化	8
1-3 認定・認証に係る情報公開	9
1-4 有効性審査の徹底	10
1-5 認証制度の積極的広報	11
1-6 国際整合性とアクションプラン徹底策検討	12
1-7 認証組織の不祥事等への対応	13
2. MS 認証懇談会での検討結果と策定したアクションプラン(Part-2)	14
2-1 審査員の質向上と均質化	14
2-2 認定・認証に係る情報公開	16
2-3 認証制度の積極的広報	18
2-4 国際整合性とアクションプラン徹底策検討	23
3. 結び	27
4. 添付資料	28

はじめに

■ 経緯と趣旨

2008年7月29日公表の経済産業省「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」*1(以下、ガイドラインという)に対応するため、財団法人日本適合性認定協会(JAB)、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)及び日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)の各機関からの委員、有識者、及び、オブザーバーとして経済産業省産業技術環境局認証課の参加を得て「マネジメントシステム信頼性ガイドライン対応委員会」(以下、MS信頼性ガイドライン対応委員会という)を設置し、アクションプランの検討を行った。

その約一年間の活動結果として策定されたアクションプランについては、2009年8月18日に「MS信頼性ガイドライン対応委員会報告書」*2として公表している。

同報告では、ガイドラインの課題の中で、検討になお時間を要することからアクションプラン策定まで至らなかったものを今後の検討課題として残したが、これら課題については、マネジメントシステム認証懇談会(以下、MS認証懇談会*3)で引き続き検討を行った。

本報告書は、昨年策定されたアクションプラン(Part-1)の実行状況と、MS認証懇談会で検討した結果、新たに策定された追加アクションプラン(Part-2)をまとめ、公表するものである。

*1 経済産業省 2008年7月29日付

「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」

<http://www.meti.go.jp/press/20080729002/20080729002.html>

*2 財団法人 日本適合性認定協会 2009年8月18日付

マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保に向けたアクションプランの公表; 「MS信頼性ガイドライン対応委員会報告書」

<http://www.jab.or.jp/news/2009/09081800.html>

*3 MS認証懇談会

国内認定機関・認証機関がガイドライン課題の検討継続やフォローを進めると共に、マネジメントシステム認定・認証制度に係る関係者が、制度運営に関する種々の課題の議論や情報交換を行い、必要な相互協力を推進することで、この制度の維持・発展並びに信頼性向上を図ることを目的に、MS信頼性ガイドライン対応委員会を、要員認証機関も加えたMS認証懇談会として再編したもの。

■ 報告内容

1. MS信頼性ガイドライン対応委員会にて決定したアクションプラン(Part-1)の実行状況

2. MS 認証懇談会での検討結果と策定したアクションプラン (Part-2)

■ 活動実績

- 第1回 2009年11月05日(木) 於:財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第2回 2010年01月21日(木) 於:財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第3回 2010年04月13日(火) 於:財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第4回 2010年06月03日(木) 於:財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第5回 2010年08月09日(月) 於:公益財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第6回 2010年09月29日(水) 於:公益財団法人日本適合性認定協会 事務所
- 第7回 2010年11月18日(木) 於:公益財団法人日本適合性認定協会 事務所

■ MS 認証懇談会の委員及びオブザーバー

氏 名		所 属	
委員	下井 泰典	JACB	株式会社 日本環境認証機構 取締役社長
委員	小林 憲明	JACB	財団法人 日本品質保証機構 専務理事
委員	安倍 徹	JACB	社団法人 日本能率協会 理事
委員	岩本 威生	JACB	日本化学キューエイ株式会社 取締役 調査企画部長
委員	児玉 勇太郎	JACB	株式会社 マネジメントシステム評価センター 取締役管理責任者兼登録部長兼審査管理担当
委員	片山 博	JACB	株式会社 日本情報セキュリティ認証機構 業務部長
委員	上窪 均	JACB	財団法人 日本科学技術連盟 ISO 審査登録センター所長
委員	米岡 優子	JACB	ペリージョンソン レジストラ株式会社 ゼネラルマネージャー
委員	稲永 弘	JACB	株式会社 トーマツ審査評価機構 代表取締役社長
委員	小林 正彦	JIPDEC	財団法人 日本情報処理開発協会 常務理事 情報マネジメント推進センター長
委員	高取 敏夫	JIPDEC	財団法人 日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター 副センター長
委員	井口 新一	JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会 専務理事 事務局長
委員	久保 真	JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長
委員	亀山 嘉和	JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター 副センター長
委員	高田 道広	要員認証 機関	財団法人 日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター所長
委員	戸田 博章	要員認証 機関	社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター所長
オブ ザ ー バ ー	頓宮 裕貴	経済産業省	産業技術環境局 認証課 課長
	杉浦 宏美	経済産業省	産業技術環境局 認証課 課長補佐
	布施 剛之	経済産業省	産業技術環境局 認証課 管理システム標準化推進室 室長補佐
	富田 耕司	経済産業省	産業技術環境局 認証課 管理システム標準化推進室 管理システム一係長
	堀江 隆	経済産業省	産業技術環境局 調査員
	岡本 裕	財団法人	日本規格協会 規格開発部 規格第三課 課長

所属及び役職/役割は 2010 年 9 月 1 日現在

1. MS 信頼性ガイドライン対応委員会にて決定したアクションプラン(Part-1)の実行状況

1-1 認証に係る規律の確保

1-1-1 故意の虚偽説明への対応

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

アクションアイテム	実施主体	スケジュール(年/月)			
		09/10	10/04	10/10	
認証機関における虚偽説明に関する内規もしくは契約書の整備と適用	認証機関	-----	-----	-----	----->
認証機関における取消情報のウェブ公開	認証機関	-----	-----	-----	----->
認定機関における取消情報のデータベース管理	認定機関			-----	----->
認定機関の認定審査における本件実施状況の確認	認定機関				----->

2)実行状況

- ・ 認証機関は、虚偽説明に関する内規もしくは契約書の整備を行い、適用を開始した。契約書については、組織の認証更新のタイミングに応じ順次更新を進めている。
- ・ 認定機関は、故意の虚偽説明により認証取り消された組織の情報を一元的に管理するデータベースを構築中。また、認定審査を通じて認証機関の実施状況の確認を継続している。
- ・ 上記アクションプランの徹底を図るため、MS 認証機関に対する推奨文書「故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置」を JAB・JIPDEC より発行(2010年2月10日)。<資料 1,3>

本報告書発行時点で、該当する取消事例は発生していないが、今後、引き続き実施状況の確認を継続していく。

1-1-2 重大な法令違反への対応

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

(1) 認証機関

認証した組織を含む企業に不祥事発生したことを知り得た場合は、認証と直接の関係がなくても、認証機関が MS 信頼性ガイドライン対応委員会にて作成した事例集表を参照して MS との関連を十分に、慎重に、検討し、信頼にたる判断を行い、それぞれのウェブサイトでその結果を公表するようにする。各機関は準備して 2009 年 10 月以降、該当する事案について公表を開始する。

(2) 認定機関

- a) 認証を受けた組織を含む企業などの不祥事報道があった場合には、認定機関は該当の認証している認証機関の対応状況を、認定機関として監視していることを示す。
- b) 認定審査の際に、不祥事発生があった認証組織に対する認証機関の対応を評価する。

2) 実行状況

- ・ 認証機関は、認証した組織を含む企業に不祥事発生したことを知り得た場合、事例集表に基づく対応を進めている。
- ・ 認定機関は、認定審査を通じて認証機関の実施状況の確認を継続し、必要に応じて臨時審査を実施している。

以上より、故意の重大な法令違反への対応についてのアクションは着実に実施されている。今後、引き続き実施状況の確認を継続していく。

1-1-3 認証範囲適正化への対応

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

アクションアイテム	実施主体	スケジュール(年/月)		
		09/10	10/04	10/10
審査時に SCOPE の適切性を確認	認証機関			→
適切な SCOPE の表記の改善を組織に継続的に求めていく。	認証機関			→
認定審査時で確認	認定機関			→

- ・ 認証機関は、認証審査を通じて認証範囲の確認を行い、必要に応じ適切な認証範囲の表記の改善を組織に求めている。
- ・ 認定機関は、認定審査を通じて認証機関の実施状況の確認を継続している。
- ・ 上記アクションプランの徹底を図るため、MS 認証機関に対する推奨文書「認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方」を JAB・JIPDEC より発行(2010年 2月 10日)。<資料 2,3>

以上より、認証範囲適正化への対応についてのアクションは着実に実施されている。今後、引き続き実施状況の確認を継続していく。

1-2 審査員の質向上と均質化

1)アクションプラン Part-1 (2009年 8月現在)

“MS 認証機関における認証審査員の質の向上”について、各認証機関は、「力量確保モデル」に沿って速やかに自らの手順をレビューし必要な見直しを行う。

2)実行状況

認証機関は、実践を通じて訓練し、継続的に力量確保に努めている。

MS 信頼性ガイドライン対応委員会時における検討課題として残された「審査員評価登録制の活用」については、アクションプラン Part-2 として別途 2-1 にて報告する。

1-3 認定・認証に係る情報公開

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

アクション アイテム	実施 主体	スケジュール(年/月)				
		09/10	10/01	10/04	10/07	10/10
認定審査結果公開	認定 機関	公開案文の検討				公開開始
		→				
認証機関基本情報 の公開	認証 機関	基本情報の公開				
		→				
	認定 機関	公開状況一覧表の作成(含むリンク作業)				
			認定機関ウェブサイトでの公開			

2)実行状況

(1)認定審査の情報公開について

認定機関は、審査結果を基に、審査概要、認証機関が強化しようとしている点、審査所見から結論を得た理由等を公開する書式を定め、2010年4月以降認証機関毎に具体的に試行を開始した。1年間程度試行を進め、2011年3月に、一般公開するかどうかを含め最終決定する。2010年10月末現在では、認証機関毎の試行は順調に進捗している。なお、認定の一時停止、取り下げについては理由を明確にして公表することとしているが、2010年9月末現在事例はない。

(2)認証機関基本情報の公開について

認定機関では、認証機関の2009年12月末現在の基本的情報公開状況を調査し、ウェブサイトにて公開を開始(2010年2月10日)、以降3か月毎に更新を行っている。

- ・ JAB、JIPDEC のウェブサイトでは、認証機関名並びに情報公開19項目の公開・非公開状況が相互に比較できる一覧表を公開中である。(認証機関のウェブサイトで公開している項目には○、ハードコピーで公開する項目は△、等の表示を用いた)。
- ・ 公開開始時点では、JAB または JIPDEC 認定を受けた54機関のうち、43機関が情報を提出した。その後3か月毎に追加情報の提出を受け、公開情報を最新化している。9月末では、53機関(品質、環境の認定を別々に受けていたのを統合した機関があり、1機関減少)のうち50機関の情報が公開されており、3機関のみが未提出となっている。また、既提出機関でも、未公開から公開に変更した項目もあり、公開について積極的な対応がみられる。

なお、認定機関が公表する上記一覧表から、各認証機関のトップページへリンクを設定することで、利用者の利便を図っている。

MS 信頼性ガイドライン対応委員会時における検討課題として残された「認証審査結果の情報公開」については、アクションプラン Part-2 として別途 2-2 にて報告する。

1-4 有効性審査の徹底

1)アクションプラン Part-1 (2009 年 8 月現在)

(1) 認定機関

a)認定審査プログラムの充実

- ・各認証機関に合わせた認定審査プログラムの決定・調整を行い、各認証機関の状況に見合った認定審査を計画する。
- ・サンプリング手順の改善を行い、認定範囲における認証機関の力量を効果的に確認する。

b)認定審査技法の改善

- ・内部手順を開発・展開し、各段階の認定審査のポイントを明確する。

c)認定審査員・要員の教育

- ・「有効性審査」に関する適切な理解。
- ・各段階の認定審査の目的に沿った審査を展開する。

d)認証機関との対話

- ・事例研究の場を持ち、「有効性審査」の具体的展開を議論する。

(2) 認証機関

下記を各機関で行う。実施手段、スケジュール等は各機関の判断による；

- － 審査員及び要員：「有効性審査」に対する適切な理解を確実にする。
- － 認証顧客及び潜在的な顧客：「有効性審査」への適切な理解を促す。
- － 「有効性審査」を実現するための手法を、必要があれば開発する。

2)実行状況

- ・ 認定機関は、認定審査プログラムの充実及び認定審査技法の改善を継続して実施中。
- ・ 認証機関との意見交換会を実施(2009 年 8 月)。
- ・ 審査員評価登録機関主催の講演会を通じ、有効性審査に係る説明会を実施(2009 年 11 月及び 2010 年 2 月)。
- ・ 認定機関・認証機関の審査員研修等で審査員への徹底を推進中。

以上より、有効性審査の徹底についてのアクションは着実に実施されている。
今後、引き続き実施状況の確認を継続していく。

1-5 認証制度の積極的広報

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

アクションアイテム	スケジュール(年/月)		
	09/10	10/04	
(1)ウェブ公開版説明資料 「ISO マネジメントシステム の認証」	公開準備 →	▼公開 関連機関からのリンク設定及び 内容の見直し改善 →	→
(2)有用コンテンツへの リンク版公開資料		→ コンテンツ収集、 リンクページ作成 (広報体制の整備と並行実施)	→ 公開

(1)ウェブ公開版説明資料

原本を一つのウェブサイト（例えば **JACB** のウェブサイト）で公開し、認定機関のウェブサイト及び希望する認証機関のウェブサイトからリンクを設定する。広報体制が整備された後、その体制下で内容について見直しと必要に応じて改善を行う。

(2)有用コンテンツへのリンク版公開資料

認定機関は、既存の情報の収集を先行実施し、広報体制が整備された後、その体制下で当該情報及び本委員会で作成された有用なコンテンツを公開する。

2)実行状況

- ・ ウェブ公開版説明資料を作成し、MS 信頼性ガイドライン対応委員会報告書の一部として、**JAB**、**JIPDEC**、**JACB** の各ウェブページで公開した。
- ・ 有用コンテンツの収集結果は上記ウェブ公開版説明資料作成時に参考としたが、それらへのリンク紹介については、広報体制整備後のウェブサイト内の解説から行うこととした。

MS 信頼性ガイドライン対応委員会時における検討課題として残された「広報体制の確立」及び「広報用ウェブページの開設」については、アクションプラン **Part-2** として別途 2-3 にて報告する。

1-6 国際整合性とアクションプラン徹底策検討

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

アクションアイテム	実施主体	スケジュール(年/月)				
		09/07	09/08	09/10	09/12	10/02
故意の虚偽説明に伴う認証取消と再度の認証に関する Note (仮称) 発行	認定機関	→ ドラフト作成		→ パブコメ		→ 発行
重要な組織活動を認証範囲に含める事に関する基本的な考え方の Note (仮称) 発行	認定機関	→ ドラフト作成		→ パブコメ		→ 発行

2)実行状況

- ・ MS 認証機関に対する推奨文書「故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置」を JAB・JIPDEC より発行(2010年2月10日)。 <1-1 1)参照>
- ・ MS 認証機関に対する推奨文書「認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方」を JAB・JIPDEC より発行(2010年2月10日)。 <1-1 3)参照>

MS 信頼性ガイドライン対応委員会時における検討課題として残された MS 信頼性ガイドライン対応委員会のアクションプランの徹底と国際整合化の検討については、アクションプラン Part-2 として別途 2-4 にて報告する。

1-7 認証組織の不祥事等への対応

1)アクションプラン Part-1 (2009年8月現在)

組織不祥事発生時に、市場からの本制度に対する信頼を回復するために、認定機関及び認証機関は、認証組織が不祥事等(規格不適合を疑わせる問題)を起こした場合の対応プロセスを整備し、適切な情報公開を行う。

認証組織の不祥事等への対応については、MS 信頼性ガイドライン対応委員会に先立ち、組織不祥事対応検討会にて検討が進められた。その結果は、「組織不祥事への認定・認証機関の対応について 組織不祥事対応検討会 報告書(2008年3月14日 JAB ウェブサイトにて公表)」*として公表しており、これをアクションプランとして推進することにした。

* 財団法人 日本適合性認定協会 2008年3月14日付

組織不祥事への認定・認証機関の対応について(組織不祥事対応検討会 報告書)

<http://www.jab.or.jp/news/2008/08031400.html>

2)実行状況

- ・ 認定機関、認証機関双方で、組織不祥事にかかる対応と情報公開を実施している。
- ・ 認定機関は、認証組織に不祥事が発生したことを知り得た場合には、認証機関の対応状況の監視を行い、サーベイランス活動及び認定審査を通じて、認証機関の対応に対する評価を継続して行っている。

以上より、認証組織の不祥事等への対応についてのアクションは着実に実施されている。今後、引き続き実施状況の確認を継続していく。

2. MS 認証懇談会での検討結果と策定したアクションプラン(Part-2)

2-1 審査員の質向上と均質化

1) 活動報告

(1) 検討事項

審査員評価登録制度活用のあり方

MS 信頼性ガイドライン対応委員会でまとめた「審査員評価登録制度活用の在り方検討のフレームワーク」に基づき、1年を目処に検討を重ねる。審査員力量のバラツキを起こさないようにするとともに、有効性審査への対応も進める。

(2) 議論のまとめ

①MS 認証機関からの要員認証機関・研修機関への期待

- a) 要員認証機関・研修機関に対する期待は、審査員の基礎的知識と基本的技能の習得である。基礎的知識と基本的技能にも有効性審査の実施に関する事項が含まれる。MS 認証機関は、実践を通じて訓練し、力量を確保する。
- b) 有効性審査への対応は、WG4 の報告に沿って進める。講演会やパイロットプロジェクトがすでに行われているが、認証済審査員と今後新規に登録される審査員に対するの対応を検討する。有効性審査の実施に当っては次の事項に留意する。
 - ・ 審査対象組織のビジネスモデルを理解することに基づく審査とする。
 - ・ 指摘箇所を逐条的に探す審査から、プロセス又は業務を重視して適合の証拠を確認する審査とする。
- c) 改定が予定されている ISO/IEC 17021 及び ISO 19011 に基づいて、第三者認証審査員/一者・二者監査員の役割を見直す。
- d) 従来のフォーマルコースの改善とあわせて、必要であれば新たな研修コースについて検討する。
- e) 審査員の認証や研修を通じて次の事項についても検討する。
 - ・ QMS と EMS の審査員認証制度の整合
 - ・ MS 信頼性ガイドライン対応委員会報告内容の理解(虚偽報告、重大な法違反、認証範囲、審査員力量モデル、有効性審査)
 - ・ 指摘を含めた報告書の書き方
 - ・ 専門知識や法規制に関する知識の提供(研修機関による対応)

②MS 認証機関の実施事項

- a) 要員認証機関の認証スキーム委員会を通じて、認証スキームの開発と維持につ

いてのインプットを行う。インプットには基礎的な知識と基本的技能の向上に関する情報を含める。

- b) JACB 会員機関や機関登録審査員にアンケートを行い、得た情報を要員認証機関と研修機関にフィードバックする。(アンケートは 2010 年 8 月 11 日から 8 月 31 日にかけて実施された。結果は、資料 1「JACB 会員機関へのアンケートの結果：要員認証機関と審査員研修機関への期待と要望について」に示す)

③認定機関への期待

要員認証機関の認証スキーム委員会の立会等を通じて、認証スキームの継続的改善が促され、認証される要員の質の確保と向上に繋がるようにする。

2) アクションプラン

実施主体	アクションプラン 及び スケジュール(年/月)									
	10/04	10/07	10/10	11/01	11/04	11/07	11/10	12/01	12/04	
要員認証機関と 研修機関	現行フォーマルコースの改善			実施						
				17021(改)/19011(改)対応			実施			
				新たなコースの検討			実施			
MS 認証機関	スキーム委員会を通じてのインプット									
	アンケート									
<参考情報> 規格の発行			17021(改)	同左	JIS					
			▽		▽					
				19011(改)		▽	同左	JIS		

上記は、今回の検討メンバーに研修機関も加えた体制で、活動を継続していく。

2-2 認定・認証に係る情報公開

1)活動報告事項

(1)検討事項

認証審査によって得られた認証組織の情報を社会に対して積極的に提供するため、実行策をまとめる。

(2)議論のまとめ

①認証組織の情報公開の目的：

認証組織におけるマネジメントシステムの構築・運用状況を公開することで、認証の透明性拡大による信頼性の向上につなげるとともに、これを認証組織に普及拡大することで、認証スキーム全体の信頼性向上にも資することを目的とする。

②情報公開にあたっての原則：

- a)認証組織の情報公開については、認証制度の中では推奨事項として扱い、任意で公開するものとする。
- b)任意の情報公開とすることから、認証組織の情報公開プログラム（仮称）を創設し、自主的に公開している組織名を纏めて認定機関から公表するとともに、経済産業省の関係ウェブサイトでの広報等を働きかけていく。
- c)公開情報の内容については、環境活動等既に自主的に公開している情報があるが、今回の公開については、認証の対象である組織のマネジメントシステムについての情報を公開する。

③情報公開プログラム（仮称）の構想：

- a)本プログラムは、認証機関毎に任意で参加し、参加認証機関から認証を得た組織が参加できる。
- b)情報公開資料については、組織が作成し、公開する。従って、情報の機密性の有無については組織が自主的に判断する。公開資料は、公開前に認証機関に通知する。
- c)情報公開を促進するため、本プログラムに参加している認証機関及び組織の名称を認定機関または認証機関のウェブサイトで紹介する。
- d)認証機関、認定機関のウェブサイトから、上記公開組織の情報公開ページへリンクを張ることとする。
- e)公開のガイドライン（情報公開項目、公開様式等）を設定し、統一のとれた情報公開を目指す。

- ④この認証組織の情報公開プログラムについて、主に認証組織から幅広く意見を聞く必要があることから、今後、公開する項目や公開の方法などについてアンケートを実施することとした。アンケート実施の詳細については別途検討する。

⑤アンケートの意見を含め、今後、関係者にて更に検討し、最終結論を出す。

2)アクションプラン

アクションプラン	実施主体	スケジュール(年/月)				
		10/12	11/01	11/02	11/03	11/04
「認定審査結果の情報公開」について結論を出す	MS 認証 懇談会				▽	
利害関係者の意見募集準備	認定機関	→				
利害関係者の意見募集	認定機関 認証機関			→		
情報公開プログラムの検討	MS 認証 懇談会		→			
意見取纏めと方針決定	MS 認証 懇談会					▽

2-3 認証制度の積極的広報

1)活動報告

(1) 検討事項

- ① 一般消費者等制度利用者にわかりやすい広報のあり方
- ② 広報体制の強化
- ③ 広報ウェブページの開設

(2) 議論のまとめ

- ① (第三者) 認証(制度)の利用者を対象としたマネジメントシステム認証制度に関する広報のあり方
 - a) 主な対象を、認証を受けた組織の取引先や、さらに認証を受けた組織が提供する製品/サービスを使用/利用する消費者とし、認定・認証の基本的な枠組み、効用や、認証情報の使用方法に関して、正しく理解してもらう。そのためにも、できるだけ平易な表現で、イラスト等も用いた読み易い資料を作成する。



【マネジメントシステム認証制度の解説 (入門編)】

- b) マネジメントシステムの認証は、「仕組み」に関する適合性を評価するものである。マネジメントシステムの定義は、[JIS Q 9000:2006 (ISO 9000:2005) の 3.2.2] にあるとおり、「方針及び目標を定め、その目標を達成するためのシステム」であり、製品の品質を直接的に評価する製品認証ではないが、マネジメントシステムが的確に運用されていれば、そこから得られる製品の質は担保できているはずである。更にマネジメントシステムの認証及びその認証に係る

認定の枠組みは、ISO 規格に基づく国際的なものであることを明確にする。これに関連して、ISO 規格に基づく認証と、その他の独自のローカル認証の違いについても説明する

- c) 手軽に多くの方が情報を得られるように、インターネットを利用した公開を前提とし、さらに必要に応じて詳細な情報が得られるように、関連情報へのリンクを多く提供する。コンテンツについては、最新動向の提供よりも、認定・認証の基本的な仕組みの説明を中心とする。
- d) 消費者、企業の方の立場からよく出される質問を想定し、FAQ として掲載する。

【広報ホームページでの FAQ(よくある質問)の例】

<消費者の立場からの質問>

- ・ 企業のマネジメントシステムとは何ですか？
- ・ マネジメントシステムの認証とはどういうものですか？
- ・ 認証された企業はどの様にすれば調べられますか？
- ・ 認証にランクはありますか？
- ・ 審査員は企業の何を審査していますか？

<認証を取得／取得予定の企業の立場からの質問>

- ・ 認証を受けるメリットは何ですか？
- ・ どの様な業種が認証を受けるのですか？

②広報体制の強化

- a) 広報の主な対象としては、認証を受けた組織の取引先や、さらに認証を受けた組織が提供する製品/サービスを使用/利用する消費者とし、それ以外にも第三者認証に関連する組織・機関、すなわち ISO マネジメントシステムを構築・運用する組織、及びその認証審査を実施する機関（認証審査員を含む）を想定する。
- b) 提供する情報は、ISO マネジメントシステム認証の基礎的な知識、及び認定・認証機関、経済産業省が作成する規格及び標準化の最新動向や認定・認証制度に係る情報、及び本委員会で検討された結果などとし、ウェブサイトリンク等を活用する。
- c) 上記の情報収集や情報提供を効果的かつ継続的に実施するために、関連機関をメンバーとする広報グループ（広報連絡会）を設置・運営する。運営の費用は、広報グループのメンバー機関で分担する。

③ 広報ウェブページの開設

MS 認証懇談会としてマネジメントシステム認証制度に関するウェブサイトを開設し、運営管理は広報連絡会が担当する。

このウェブサイトは、認定機関、認証機関等の関連機関各ウェブサイトとリンクさせ、制度利用者のページ認知度およびアクセス利便性を向上する。

2) アクションプラン

アクションプラン	実施主体	スケジュール(年/月)					
		10/08	10/09	10/10	10/11	10/12	…
広報連絡会の設置	MS 認証懇談会	◆					
広報コンテンツの収集	MS 認証懇談会 広報連絡会		→				
広報用ウェブページの開設	広報連絡会		→ 評価用ウェブ				◇ 開設予定
広報情報の維持	MS 認証懇談会 広報連絡会	→ 広報連絡会は常設とし、掲載内容の拡充、広報手段の拡大を図る					

【広報ホームページサンプル(1)】

 MS認証懇談会 広報連絡会		HOME ページ趣旨 お問い合わせ			
マネジメントシステムの認証とは ▶ 入門編	マネジメントシステムの解説 ▶ 一般	お知らせ	よくある質問 (FAQ)	リンク	
MS認証懇談会 広報連絡会 MS認証懇談会 広報連絡会					
		ISOマネジメントシステム認証とは ～ISOマネジメントシステムって何？			
		ISO 9001 品質	ISO 14001 環境	ISO/IEC 27001 情報セキュリティ	ISO22000 食品安全
 マネジメントシステムの認証とは 入門編 マネジメントシステムについて概要を知りたい方向け	「ISO9001」ってなんだろう？ 「マネジメントシステム」とは？  やさしく解説します				
 マネジメントシステムの解説 一般 入門編を見たうえで、もう少し詳しく知りたい方向け システム構築組織向け マネジメントシステムを既に構築している又は構築を計画している組織向け					
 よくある質問 (FAQ) マネジメントシステムに関して、よくある質問への回答です	>>本ページ提供について				
 関連機関へのリンク マネジメントシステムの規格や認証された企業・組織の検索ページへのリンクです	お知らせ				
 お問い合わせ マネジメントシステムに関する各種問い合わせ先です	▶ 2010.11.18 マネジメントシステム説明会のお知らせ				
 お知らせ マネジメントシステムに関するニュースです	▶ 2010.11.17 ホームページを開設しました				
	一覧へ				
 MS認証懇談会 広報連絡会 <small>Copyrights(c) 2010 JIPDEC All Rights Reserved.</small>	マネジメントシステムの認証とは <ul style="list-style-type: none">入門編 マネジメントシステムの解説 <ul style="list-style-type: none">一般システム構築組織向け お知らせ よくある質問 (FAQ) 関係機関へのリンク お問い合わせ ページの趣旨				
 公益財団法人 日本適合性認定協会 JAB	 財団法人 日本規格協会 情報マネジメント推進センター	 日本マネジメントシステム認証機関協議会			

【広報ホームページサンプル(2)】

MS認証懇談会 広報連絡会

[HOME](#) | [ページ趣旨](#) | [お問い合わせ](#)

マネジメントシステムの認証とは
▶ 入門編

マネジメントシステムの解説
▶ 一般

お知らせ

よくある質問 (FAQ)

リンク

MS認証懇談会 広報連絡会 | 制度の説明

[HOME](#) > [マネジメントシステムの解説](#) > [制度の説明](#)

▶ 制度の説明

```
graph TD; 1[1 一般消費者・取引先] -- 信頼(製品・サービスの購入) --> 2[2 認証された企業・組織]; 2 -- アピール --> 1; 2 -- 申請 --> 7[7 要員認証機関(審査員登録機関)]; 7 -- 研修合格 --> 8[8 審査員研修機関]; 8 -- 研修コース承認 --> 7; 7 -- 評価登録 --> 5[5 審査員]; 5 -- 雇用契約 --> 4[4 認証機関]; 4 -- 認定 --> 2; 4 -- 認定 --> 6[6 認定機関]; 6 -- 認定 --> 7; 6 -- 加盟 --> 9[9 国際的な認定機関の集まり]; 9 -- 加盟 --> 6;
```

[▲ ページの先頭へ](#)

① 一般消費者・取引先
物やサービスを購入する私たち消費者や企業のことです。

[▲ ページの先頭へ](#)

② 認証された企業・組織
一般企業や行政機関、団体(学校や病院等も含む)などで、その品質、環境、情報セキュリティ、食品安全等に関する活動を管理し、継続的に改善する仕組みが備わっていることが認証機関に確認された組織です。

[▲ ページの先頭へ](#)

③ 登録証
企業・組織の品質、環境、情報セキュリティ、食品安全等に関する活動が、国際的な規格で求めている事項を満足していると審査で確認した場合、認証機関がそれを証明するために発行するものです。

2-4 国際整合性とアクションプラン徹底策検討

1)活動報告

(1) 検討事項

- ①JAB/JIPDECから認定を受けている認証機関へのMS信頼性ガイドライン対応委員会アクションプランの徹底。
- ②JAB/JIPDECから認定を受けていない認証機関がMS信頼性ガイドライン対応委員会アクションプランに賛同してもらうための方策検討。
- ③MS信頼性ガイドライン検討委員会アクションプラン事項の国際整合化検討。

(2) 議論のまとめ

①認証文書への国内認定機関シンボルの添付 (資料5)

- ・ 今回のアクションプランに参加している JAB/JIPDEC 認定の認証機関は、アクションプラン参加の意思表示の一手段として国内で発行する認証文書には、積極的に JAB/JIPDEC シンボルをデフォルトとして添付する。
- ・ このデフォルト化は強制ではなく、強く協力を依頼する推奨事項とする。
- ・ デフォルト化の移行は、認証機関が改めて認証文書を発行する時期(3年以内)に合わせるが、市場への効果的なアクションとして、ISO 9001:2008 への切り換え時期を利用する等可能な範囲で早期かつ短期間に行うことを推奨する。

②JAB/JIPDECから認定を受けていない認証機関へのMS信頼性ガイドライン対応委員会アクションプラン実施協力依頼

- ・ WGが認識している対象29機関に、当該アクションプラン実施協力依頼並びに本活動に関連するアンケートを送付した。
- ・ 送付29機関中、8機関から所定の書面で回答を得た。他に4機関は、互いに関連する機関であるので後日回答するとの連絡があったが、9月末現在でその後の回答は得ていない。また、1機関は、機関本部との協議の結果、アンケートへの回答はできないとの電話連絡があった。
- ・ 書面での回答集計は以下の通りである。

	設 問	Yes	No	備 考
1.	METI ガイドラインを知っていますか	8機関	0	
2.	アクションプランを知っていますか	6機関	2機関	
3.	アクションプランへの協力の意向はありますか	7機関	1機関	Noの理由: JABから認定された認証機関でないため。
4.	MS 認証懇談会活動への興味はありますか	5機関	3機関	

- ・ アクションプランへの協力の意向をもつ機関は、当該機関が希望する場合は、認定機関区分の付加等を行い、JAB/JIPDEC 認定の機関と同様にアクションプランへの対応状況を JAB/JIPDEC のウェブに公開する。
- ・ アクションプランへの協力の意向ありあるいは MS 認証懇談会活動に関心ありと回答された 8 機関に対しては、本年末に予定している MS 認証懇談会活動報告会に招待する。
- ・ 当該アクションプランの実施協力依頼に関して、2010 年 7 月 21 日付けで依頼した旨を JAB および JIPDEC ウェブサイトに公表した。（資料 6-1,6-2）

③JAB/JIPDEC から認定を受けていない国内認証機関の当該海外認定機関による位置付け調査と今後の対応

- ・ 本調査対象の 29 機関中、次の主要な海外認定機関が認定している 27 機関に対し、認定審査の観点からの位置づけ調査を行った。

調査依頼海外認定機関:

ANAB/米国、RvA/オランダ、COFRAC/フランス、UKAS/英国、JAS-ANZ/オーストラリア-ニュージーランド

- ・ 同一の認証機関が、複数の認定機関から認定を受けていると公表しているため、延べ対象認証機関数は 37 機関となった。
- ・ 調査結果は以下の通りであった。

	設 問	Yes	No	不明
1.	このサイトを知っていますか	35	2	
2.	このサイトは FCL ですか	5	32	
3.	このサイトをこれまでに審査したことがありますか	11	16	10
4.	今後の審査の予定はありますか	6	19	12






- ・ 調査結果から、国内にある当該サイトの 85%は、ISO/IEC 17011 で定義されている主要な活動(Key activities 注 1)を行っている FCL (Foreign Critical Location 注 1)と海外の認定機関が認識していないことが判明した。
- ・ 従って、IAF の指針に従えば、海外認定機関には当該サイトの審査実施義務はない。すなわち、当該サイトが何らかの機会に認定審査対象となることはあっても、定常的な審査対象サイトとはなっていないと考えられる。
- ・ 一方、FCL と認識されていないサイトの国内ウェブサイトでは、主要な活動(Key activities)を実施していると読み取れるサイトもある。
- ・ 今回の対象認証機関の活動モニター状態を JAB/JIPDEC 認定の認証機関の活動モニター状態と同じレベルに持つて行くためには、現在の IAF の FCL の定義の見直し、FCL の確認方法又は、FCL 適用の定期的見直しを検討する必要がある。

- ・ 本課題は、JACB/JAB/JIPDEC 共同で PAC および IAF へ問題提起を行うが、当面は IAF 技術委員会傘下の WG on GD3 ‘Guidance on Cross-Frontier Accreditation’で検討している Concept paper へ日本の意見を反映していく。
- ・ 日本の意見としては、次の内容を IAF の基準文書に織り込む活動を行う。
 - 原則として、認証機関はその国の認定機関からの認定を受けること。
 - 原則に従えない正当な根拠がある場合に限り、その活動を FCL として IAF 基準文書で管理を行うこと。
 - グローバルでの認証結果の質の同等性を担保するために、海外及びローカルの認定機関が協力して FCL の特定を確実にすること、同一エコノミー内で活動する認証機関の審査は、認定機関の如何に関わらずローカルの認定機関が、海外認定機関の審査代行も含めて実施することを基本に、IAF の相互承認審査実施方法並びにその管理方法を強化すること。
 - FCL に限らず、認証機関に関連する全ての海外活動拠点の管理方法を確立すること。

④国際統合化への対応

- ・ ISO 9000 Advisory Group (IAG)、IAF 並びに PAC で MS 信頼性ガイドライン対応委員会アクションプラン活動内容を紹介し、多くのメンバーの関心を得た。
- ・ IAF 技術委員会では、PAC での事前議論を経て、日本の活動を紹介(資料 7)、IAF 技術委員会の WG on credibility of management systems certification で継続的に MS 認証懇談会活動内容の紹介を行うことが決定された(2009 年 10 月バンクーバー)。
- ・ 2010 年 6 月の PAC Plenary Open Forum では、MS 認証懇談会の活動を紹介(資料 8)
- ・ 今後は、PAC で MS 認証懇談会活動の理解活動と賛同者の増加を行いつつ、IAF WG での議論を基礎に、必要な国際統合化必要事項の選別を行い、IAF 文書や合意事項への織り込みを図る。

2)アクションプラン

アクションプラン	実施主体	スケジュール(年/月)					
		10/10	11/01	11/04	11/07	11/10	12/01
1)IAF の FCL (Foreign Critical Location)定義の改訂または FCL 適用範囲の明確化又は改訂	JACB 及び認定機関	 事前準備(PAC との意見交換を含む)  IAF TC 提示				IAF 総会  IAF TC 合意	
2) 認証文書に対する国内認定機関シンボルのデフォルト化実施状況フォロー	認定機関 認証機関						
3) JAB/JIPDEC から認定を受けていない認証機関のアクションプラン参加拡大のための方策検討	MS 認証懇談会						

(注 1)

次の活動を key activities と定義している。方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、認証審査の計画、認証審査結果のレビュー、承認及び決定。これらの活動のいずれか一項目を含んでいるサイトは、クリティカル・ロケーション(Critical location)とする。(ISO/IEC 17011 7.5.7 項より)

3. 結び

MS 認証懇談会メンバー並びに関係者の精力的な活動により、ガイドライン対応委員会からの継続検討課題に対する議論を深め、アクションプラン(Part-2)を策定することができた。

今後は、Part-1 を含め、ガイドラインに対応するアクションプランを認定機関、認証機関が協力し確実に実行していくことが重要である。

MS 認証懇談会は、策定されたアクションプラン実行状況のフォローを進めるとともに今後提起される新たな課題について、関係者間の議論を深めることにより、第三者認証制度の維持・発展並びに信頼性向上に努めていく予定である。

以上

4. 添付資料 資料 1

10-認シス第0158 号
2010 年2 月10 日
財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB MS501-2010「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項 －故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置－」 の発行について

本協会は、JAB MS501-2010「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項－故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置－」を2010年2月10日付けで発行しましたので、ここに公表いたします。

JAB MS501-2010 の主要内容につきましては、「JAB MS501-2010「故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置」/JIP-IMAC120-1.0「IMS 認証機関認定に関する推奨事項－故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置－」原案の公開について」を参照してください。

ドラフト段階での検討に当たりましては、2009年11月4日から12月2日の期間に、制定案に対するご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見を賜りました。コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照ください。

コメントをお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

公表文書：

1. 発行文書

JAB MS501-2010「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項－故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置－」

2. コメント及び処置に関する文書

JAB MS501-2010 へのパブリックコメント及び処置

適用について：

この文書は、推奨事項であり認定審査において基準として用いるものではないため適用日は設定いたしません。

以上

資料 2

10-認シス第0159 号
2010 年2 月10 日
財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB MS502-2010 「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項 －認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方－」の発行について

本協会は、JAB MS502-2010 「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項－認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方－」を2010 年2 月10 日付けで発行しましたので、ここに公表いたします。

JAB MS502-2010 の主要内容につきましては、「JAB MS502-2010 「認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方」/JIP-IMAC121-1.0 「IMS 認証機関認定に関する推奨事項－認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方－」原案の公開について」を参照してください。

ドラフト段階での検討に当たりましては、2009 年11 月4 日から12 月2 日の期間に、制定案に対するご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見を賜りました。

コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照ください。

コメントをお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

公表文書：

1. 発行文書

JAB MS502-2010 「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項－認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方－」

2. コメント及び処置に関する文書

JAB MS502-2010 へのパブリックコメント及び処置

適用について：

この文書は、推奨事項であり認定審査において基準として用いるものではないため、適用日は設定いたしません。

以上

ISMS/ITSMS 認定関連文書の発行について

2010 年 2 月 10 日
財団法人日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター

この度、下記の認定関連文書を発行しましたのでお知らせします。
本文書は、財団法人日本情報処理開発協会及び財団法人日本適合性認定協会が共同で作成、
制定したものです。2009年11月4日から2009年12月2日実施しましたご意見
募集の結果に対応しております。関係各位から貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。

記

1. 発行文書及び発行理由

1.1 JIP-IMAC120-1.0 IMS 認証機関認定に関する推奨事項－ 故意に虚偽説明を行って
いた事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置－
発行理由は[こちら](#)を、文書の内容は[こちら](#)参照下さい。

1.2 JIP-IMAC121-1.0 IMS 認証機関認定に関する推奨事項－ 認証範囲及びその表記に
関する基本的な考え方－
発行理由は[こちら](#)を、文書の内容は[こちら](#)参照下さい。

ホームページ上の「[ISMS 認証機関認定関連文書\(Ver.2.1 対応\)一覧](#)」及び「[ITSMS 認証
機関認定関連文書\(Ver.2.1 対応\)一覧](#)」にも同一の文書を記載しました。

2. 文書の発行日

2010 年 2 月 10 日

3. コメント及び対応

関係各位から頂いたコメント及び対応は、上記 1.1 の文書に関しては[こちら](#)を、1.2 の
文書に関しては[こちら](#)を参照下さい。

以上

資料 4

JACB 会員機関へのアンケートの結果： 要員認証機関と審査員研修機関への期待と要望について

JACB の 49 会員機関を対象に「要員認証機関と審査員研修機関への期待と要望について」のアンケートを実施した。

アンケートは 2010 年 8 月 11 日から 8 月 31 日にかけて実施され、会員 49 機関のうち 24 機関から回答を得た(回答率 49%)。

アンケート結果の概要は以下のとおりである。なお、アンケート結果の詳細は付属書に示す。

1. 5 日間の審査員資格取得フォーマルコース

1.1. 第三者評価制度の基本

- ・ ISO/IEC 17021 と ISO 19011 の基本的なことは含めるべきであるとの回答が 80%程度だった。
- ・ MS 信頼性ガイドラインへの対応については、各項目とも 50%以上が含めるべきと回答している。特に適用範囲の適正化については含めるべきとの意見が 67%あった。

1.2. 第三者審査実施の基本

- ・ 適合の客観的証拠を確認し記録する審査については、50%程度がもっと充実すべきと回答している。
- ・ 一方、報告書の書き方と不適合指摘の書き方については、現状でよいとする意見が両方とも 54%と半数を超え、もっと充実すべきとの回答はそれぞれ 38%、46%に止まった。

1.3. 有効性審査の実施

- ・ 有効性審査については半数以上がコースに含めるべきとの意見だった。特にプロセスアプローチとパフォーマンスに着目した審査は含めるべきとの意見がそれぞれ、71%、63%あった。

1.4. 審査員研修の改善

- ・ 5 日間の審査員資格取得フォーマルコースは、審査・監査に焦点を当てたものとし、MS 規格の説明を含めないことについては、同意しないとの意見が 50%に達した。コメントからは負担増への懸念がうかがわれる。

1.5. 審査員評価登録制度

- ・ JRCA と CEAR の評価登録制度の相違については、80%が共通化を進めるべき

としている。具体的な提案も数件寄せられている。(回答は 20 機関から得た)

2. マネジメントシステム審査員関連コース

2.1. 上級審査員コース

- ・ 5 日間コース修了後の上級審査員コースについては、46%が活用しないとしている。活用するとした機関は 29%に留まっている。その他の回答が 25%あり、内容がよく分からないので、明確に答えなかったのではないかと考えられる。

2.2. 知識の習得

(1) 規格の解説・新しい規格の動向

- ・ 利用する/しないが、11%/10%とほぼ拮抗している。不要の理由は「認証機関内部で実施する」である。

(2) 専門分野に関わる知識(業界の特殊性、技術的なこと、法令等)

- ・ 約 60%が利用するとしている。

(3) 複数のマネジメントシステムの審査を同時に行う複合審査の実施

- ・ 50%が利用するとしている。

(4) 法令への適合についての審査手法

- ・ 品質：利用するが 50%。
- ・ 環境：利用するが 67%
- ・ ISMS：利用するが 42%

3. その他の意見 (審査要員評価登録機関や研修機関へのその他のご意見やご要望)

- ・ 審査員の評価登録制度や研修制度に関する数件の意見があった。

**【回答一覧】 JACB 会員機関へのアンケート：
要員認証機関と審査員研修機関への期待と要望について**

1. 5 日間の審査員資格取得フォーマルコース

1.1. 第三者評価制度の基本

第三者評価制度の基本に関する次の事項について研修コースに含めるべきとお考えですか。

(1)ISO/IEC 17021 の概要	計
含めるべき	20(83%)
含める必要は無い	3(13%)
その他	1(4%)
総計	24(100%)
その他コメント	
既に含まれているが、もっと強調すべき	
特に 9.2.3～9.4.2.2 までの内容	

(2)ISO 19011 の概要（特に一者/二者監査と第三者審査の違い）	計
含めるべき	21(88%)
含める必要は無い	1(4%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
その他コメント	
すでに含まれている	
用語の定義程度で良いと思う。	

(3)MS 信頼性ガイドラインとその対応に関わること

1) 故意の虚偽説明への対応	計
含めるべき	12(50%)
含める必要は無い	10(42%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
2) 重大な法令違反への対応	計
含めるべき	14(59%)
含める必要は無い	8(33%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)

3) 適用範囲適正化への対応	計
含めるべき	16(67%)
含める必要は無い	6(25%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
4) 審査員の質向上と均質化	計
含めるべき	13(54%)
含める必要は無い	9(38%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
その他コメント	
国際的合意 (IAF)の後で検討すべき。	
審査員研修コースとは別に設定したコースを設けるべき	
基本的事項は説明要だが、具体的な対応方法は MS 認証機関の方針に委ねるべき。	
CB が行うこと	
認証機関がそれぞれやるべき	
1),2)は資格取得時に必要とは思えない。むしろ、2 の上級コースで必要。	
マネジメントというものの意義と概念、プロセス審査の手法、効果的な研修手法 (例 : Accelerated Learning など)	
審査員資格取得コース (LA コース)の中では、ガイドラインの内容まで踏み込む必要は無いと思われる。ただし、適用範囲については、基本的な考え方を研修することは必要と思われる。	

(4)その他研修コースに含めるのが望ましい事項
認定シンボル等の取り扱い
2 日間程度の時間延長をして、プロセスアプローチ、有効性、複数マネジメント審査手法などを取り入れる。
審査工数の設定に関すること。
①規格要求事項の適用方法の事例②MS マニュアルに適切にシステムを記述することの重要性 (1)、(2)とも関連するが、認証審査と第三者が行う監査 (e.g.内部監査代行、付加価値を付ける監査)との区別をしっかりと教えるべき。
WTO/TBT 協定について
公平性について

1.2. 第三者審査実施の基本

第三者審査実施の基本に関する次の事項は現状の研修コースに含まれていますが、内容の充実が必要とお考えですか。

(1)適合の客観的証拠を確認し記録する審査実施の方法	計
もっと充実させるべき	13(54%)
現状程度でよい	9(38%)
もっと充実させるべき/現状程度でよい	1(4%)
その他	1(4%)
総計	24(100%)
その他コメント	
両論あり(もっと充実させるべき/現状程度でよい)	
インストラクターの質の充実が重要	
不適合指摘が無いからという安易な考えではダメをよく教える。	
現状のレベルを必ずしも把握していない。充実させる必要性も見出せない。	
何をどこまで確認するか、ケーススタディやロールプレイによる研修の充実が必要と思われる。	

(2)報告書の書き方(第三者評価報告書の報告事項と分かりやすい書き方)	計
もっと充実させるべき	9(38%)
現状程度でよい	13(54%)
現状程度でよい/その他	1(4%)
その他	1(4%)
総計	24(100%)
その他コメント	
両論(現状程度でよい/その他)併記:各認証機関に任せるべきという意見も	
インストラクターの質の充実が重要	
CBのOJTで対応	
現状のレベルを必ずしも把握していない。充実させる必要性も見出せない。報告書は審査機関によりまちまち。	
この力量はLAコースで身に付けるものではないと思う。	

(3)不適合指摘の書き方(要求事項、客観的証拠、指摘の理由)	計
もっと充実させるべき	11(46%)
現状程度でよい	13(54%)
その他	0
総計	24(100%)
その他コメント	
CBのOJTで対応	

資格取得時を考えると、基本的な事を理解している程度で良い。
書き方は認証期間によって違うので、現在程度の基本事項で十分だと思う。

1.3. 有効性審査の実施

有効性審査の実施に関する次の事項について研修コースに含めるべきとお考えですか。

(1)ビジネスモデルを理解した上での審査	計
含めるべき	13(54%)
含める必要は無い	7(29%)
その他	4(17%)
総計	24(100%)
その他コメント	
この段階で含めても、有効とは思われない。	
現状では時間的に不可、別途に設定すべき	
ビジネスモデルを理解することの重要性は説明要。但し具体的な審査方法については MS 認証機関の方針に委ねるべき。	
審査の実務を踏まえた上でないと理解できない(CB 内の OJT)	
本アンケートの 1.2 の基本に重点を置くべき。	
資格取得コースでは、その必要性を理解する程度で良い。	
適用される規格の意図による違いを理解することが必要	
LAコースでは、まずは規格の目的、要求事項の意図、基本的なプロセスなどを習得する事が目的なので、ビジネスモデルを理解した審査の重要性や考え方、概要を説明する程度で良いと思う。あまり時間をかける必要はないと思う。	

(2)パフォーマンス向上(リスク低減や顧客満足度向上等)に着目した審査	計
含めるべき	15(63%)
含める必要は無い	6(25%)
その他	3(12%)
総計	24(100%)
その他コメント	
この段階で含めても、有効とは思われない。	
現状では時間的に不可、別途に設定すべき	
ビジネスモデルを理解することの重要性は説明要。但し、具体的な審査方法については MS 認証機関の方針に委ねるべき。	
審査の実務を踏まえた上でないと理解できない(CB 内の OJT)	
本アンケートの 1.2 の基本に重点を置くべき。	
資格取得コースでは、その必要性を理解する程度で良い。	
規格の目的、関連する要求事項(品質は 5.4.1 や 8.2.1、環境は 4.3.3 など)の意図の説明の中身を充実させる、パフォーマンスを意識したロールプレイの実施などでカバーできると思う。	

(3)プロセスアプローチ/システムアプローチについて	計
含めるべき	17(71%)
含める必要は無い	6(25%)
その他	1(4%)
総計	24(100%)
その他コメント	
この段階で含めても、有効とは思われない。	
現状では時間的に不可、別途に設定すべき	
現時点ではプロセスアプローチの進め方に関する明確な基準が無い	
審査の実務を踏まえた上でないと理解できない(CB 内の OJT)	
本アンケートの 1.2 の基本に重点を置くべき。	
項番を追いかける審査にならないために必要。	
感情指数など対人間性に関する事柄	
研修全体を通して、この考え方を理解させる必要があると思う。	

(4)その他、有効性審査に関して追加すべき項目があればご記入ください。
有効性審査の結果についての報告書への記載内容と事例の紹介
具体的な審査方法については MS 認証機関の方針に委ねるべき
MS 信頼性ガイドの具体的事例

1.4.審査員研修の改善

5 日間の審査員資格取得フォーマルコースは、審査・監査に焦点を当てたものとし、9001/14001 等の規格の説明を含めないものとするについてどう思いますか。(規格は十分に理解されていることを前提とする。受講者は必要であれば、事前に 2 日間程度の規格解釈コースを受講する)。

	計
同意する	7(29%)
同意しない	13(55%)
同意する/同意しない	1(4%)
その他	2(8%)
(回答なし)	1(4%)
総計	24(100%)
その他コメント	
両論併記：研修コースと分割することにより受講者への負担が増すことに反対。	
変更点については説明	
規格の説明はもっと充実すべき	
規格解釈コースが必須にならないように。(受講者の負担増を懸念する)	
含めないのであれば、理解の程度を測るためのテストを事前に実施する。一定レベルの規格の理解なしに、審査・監査だけを学ぶ事は不可能。	

規格を理解していることを前提にしても、正しい理解だという保証は無い。また、参加者の理解度のバラツキは、コース全体の成否、有効性に影響すると思う。

1.5.審査員評価登録制度

JRCA と CEAR では、審査員評価登録制度に相違がありますが、どうお考えですか。	計
共通化をもっと進めるべき	16(66%)
現状のままでよい	4(17%)
その他	4(17%)
総計	24(100%)
特に共通化すべきとお考えになることについてお書きください：	
申し訳ありませんが、両方の差異を理解しておりません。	
審査登録機関で実施している研修情報、データの有効活用	
<p>審査員補登録申請の提出書類において、CEARの「推薦書」(業務上の関係が1年以上ある所属組織の責任者等の推薦)をJRCAの「個人的特質の保証書」(品質マネジメントシステム審査員から保証されていること)の方式(勿論EMSの場合は環境マネジメントシステム審査員から保証されていることになる)に統一してほしい。</p> <p>《更に審査員、主任審査員格上げ登録申請において》</p> <p>①CEARでの監査経験の「延べ日数」の規定は削除(QMSでは「延べ日数」の規定無し)</p> <p>②JRCAでの監査実績は「審査報告書で以下が記載されている……」となっているのをCEARの「審査計画書又は審査報告書等の[審査先・審査の種類、チーム編成と役割、審査スケジュール](タイムスケジュール)の様に審査計画書でも可とする。</p> <p>③審査実績はCEARでは申請〆切り日以前3年間に3回以上の審査経験で各審査経験のインターバルが1年以上空いても認証機関による予行演習等による審査前事前確認の規定は無い(JRCAは有り)→CEARの方式に統一。</p> <p>④審査実績回数はJRCA方式に統一(審査員登録:メンバー実績4回以上(3年以内)、主任審査登録:メンバー実績3回以上)</p> <p>⑤リーダー実績3回以上、メンバー実績後2年以内</p> <p>【参考CEAR(審査員登録:メンバー実績4回以上、リーダー実績3回以上)】</p>	
形式的な審査ではなく、実質的/客観的な評価に特化すべき。	
<ul style="list-style-type: none"> ・資格更新や継続評価の仕方 ・有効な審査を JRCA/CEAR の LA がいないと無効とするのは改善の余地有、認定された CB が行う審査はそもそも有効であるはず。 	
試験のやり方の統一	
訓練用件、有効な審査の規定、資格維持の審査経験。	
評価の有効性を向上させるべきであろう。また、あまりに官僚的な考え方を排除すべきであろう。	
①主任審査員の資格更新時の審査実績の捉え方	
②主任審査員昇格用件として、訓練リーダー前の審査実績回数	

審査員更新手続きの共通化(たとえば、CEAR 更新時にはリフレッシュコース研修が必要、JRCA では不要)
受付担当者の対応で、未だバラツキがあります。

2.マネジメントシステム審査員関連コース

2.1.上級審査員コース

5 日間コース修了者を対象とした上級審査員コース(3 日間程度)が設けられた場合、活用しますか。

【演習を通じた有効性審査の能力の向上(1.3 項に対応して実施する)、コミュニケーションスキルの改善】

	計
活用する	7(29%)
活用しない	11(46%)
その他	6(25%)
総計	24(100%)
その他コメント	
内容を見てから検討します	
わからない	
「上級」の概念が不明確	
一般論のリフレッシュでは使えない	
本来、認証機関が実施すべき	
内部で調達できる。	
何を持って上級とするかが不明であり、なんともいえない。すなわち、「有効性審査の能力」と言う意味が不明である。	
ただし、現地観察を含む審査員評価は現状どおりに実施し、コースの有効性を確認する。	
ISO14001 のリフレッシュコースが ISO9001 にもあってよいのではないか。	
具体的な研修内容、費用等にもよる。	

2.2.知識の習得

審査知識や技能の向上を目的とする次のような研修コースがあれば、利用しますか。

(1)規格の解説・新しい規格の動向	計
利用する	11(45%)
利用しない	10(42%)
その他	3(13%)
総計	24(100%)
その他コメント	
CB の内部研修で対応	

本来、認証機関が実施すべき
内部で調達できる。
規格の制定・改訂時には活用したい。全員が受けるわけではないが。
リフレッシュコースに含める。
フォーマルコースに含まれている
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。
規格改訂などあった場合には、利用する

(2)専門分野に関わる知識(業界の特殊性、技術的なこと、法令等)	計
利用する	15(62%)
利用しない	5(21%)
その他	4(17%)
総計	24(100%)
その他コメント	
利用しない可能性が高い	
CB の内部研修で対応	
一 認証機関だけでは出来ない	
内部で調達できる。	
専門性を付与できる程度のものであれば、活用したい。	
統計解析、法令に係る研修であれば活用できる。	
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。	
出張セミナーなどがあれば、活用しやすい	

(3)複数のマネジメントシステムの審査を同時に行う複合審査の実施(チェックリストの作り方等、審査の進め方等)	計
利用する	12(50%)
利用しない	10(42%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
その他コメント	
現時点では、複合審査の進め方に関する明確な基準が無い	
CB の内部研修で対応	
本来、認証機関が実施すべき。	
内部で調達できる。	
内容による	
参考にしたい。	
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。	

(4)法令への適合についての審査手法

品質	計
利用する	12(50%)
利用しない	10(42%)
その他	2(8%)
総計	24(100%)
Q:その他コメント	
わからない	
具体的な審査方法は MS 認証機関の方針に委ねるべき(但し法令の解説は必要)	
本来、認証機関が実施すべき。	
内部で調達できる。	
対象とする法令による。運輸、食品など規制の多い分野を希望。	
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。	

環境	計
利用する	16(67%)
利用しない	6(25%)
その他	1(4%)
(回答なし)	1(4%)
総計	24(100%)
E:その他コメント	
具体的な審査方法は MS 認証機関の方針に委ねるべき(但し法令の解説は必要)	
本来、認証機関が実施すべき。	
内部で調達できる。	
法令の制定・改定時などには利用したい。	
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。	

ISMS	計
利用する	8 (33%)
利用しない	7(29%)
その他	4(17%)
(回答なし)	5(21%)
総計	24(100%)
I:その他コメント	
ISMS の認証を行っていない	
ISMS 業務未実施	
具体的な審査方法は MS 認証機関の方針に委ねるべき(但し法令の解説は必要)	
本来、認証機関が実施すべき。	

内部で調達できる。
法令の制定・改定時などには利用したい。
内容にもよるが、積極的に利用を検討したい。

3 その他の意見（審査要員評価登録機関や研修機関へのその他のご意見やご要望）
研修機関は基礎的事項の教育を充実させ、具体的な審査方法は MS 認証機関の方針に委ねるべき
CB で使用する審査員として、外部の要員認証機関での登録は必須でない点もあり、フォーマルコースで基本的なことを教えておけば後は CB の中で訓練する
特にありません。
資格取得時に、しっかりとした教育と訓練を期待する。
認定された 5 日間の審査員研修コースはプロの審査員としてのスタートであり、コースのプログラム、指導要領、講師の力量、講師の職業意識のいずれもが受講生に大きな影響をあたえることを考えれば、有能で力量のある講師を養成することが重要であろう。へたをすれば頭の硬い審査員を増やすことにもなる。ある登録機関が提唱している Accelerated Learning Method はひとつの有効な方法であると考えますが、これを実行できる講師が必要である。
審査員研修機関が上記2の各コースメニューをもち、その知識や技能の習得度を指標を定めて評価し参加者に返されるのであれば、審査機関は審査要員の力量の構成要素の一部を成すそれら客観データを役立てることができる。
・現状のCPD制度は形式的なものであり、各人の研修内容はそれぞれバラバラであって比較評価できるようなものでないのに、審査員、評価登録機関の双方に労力を掛けているだけで意味がない。廃止すべき。(必要なら、更新時にマークシート式の筆記試験でも課せばよい。)
・CEAR、JRCA 審査員資格は審査に必要な最低限の知識+経験のレベルを担保しているだけのもので、審査員の能力開発、能力選別は各審査機関で実施しているのが実態と思う。
・CEAR「審査員身分証」は毎年発行されているが、更新ごとの発行で十分。(経費の無駄。JRCAは3年に1回の発行である)
・1年ごとの登録維持費が高過ぎる。3年ごとの登録更新費用だけでよいのではないか。
CEAR、JRCA の機関誌の配布は不要。もっと内容を薄くして、必要事項だけメール配信すればよい。
JACB がこのアンケートを実施する意図が分かりません。(研修機関が直接実施する内容ではありませんか?)

2010 年 7 月 13 日

公益財団法人 日本適合性認定協会
財団法人 日本情報処理開発協会

認証文書への国内認定機関シンボル添付について

公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)、及び財団法人 日本情報処理開発協会(JIPDEC)は、認定したマネジメントシステム認証機関(以下 MS 認証機関)に対し、発行する認証文書にそれぞれ認定を受けた国内認定機関のシンボルを添付することについて協力依頼を行いましたので、ここに公表いたします。

両協会は MS 認証機関の集まりである日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)と協力し、2008 年 7 月に経済産業省より発行された「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」(以下ガイドライン *1) に対し、その具体的実行計画をアクションプラン(*2)にまとめ、2009 年 8 月に公表しました。

このアクションプランに基づき、取り組みを進めていることの表明として、国内で発行する認定範囲の全ての認証文書に対し、原則的に国内認定機関シンボルの添付を進めることとしました。

これにより、認証文書に国内認定機関のシンボルを付す MS 認証機関は、アクションプランを実施することにより、MS 認証制度の信頼性向上のための取り組みを進めている MS 認証機関であることを、市場に対してより明確にアピールしてまいります。

両協会及び MS 認証懇談会では、今後もアクションプラン実施への取り組みや活動の公表などを通じ、MS 認証制度の更なる信頼性向上に努めてまいります。

*1

経済産業省 2008 年 7 月 29 日付

「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」

<http://www.meti.go.jp/press/20080729002/20080729002.pdf>

*2

MS 信頼性ガイドライン対応委員会 2009 年 8 月 18 日付

「MS 信頼性ガイドライン対応委員会 報告書」

「MS 信頼性ガイドライン対応委員会 報告書 概要」

<http://www.iab.or.jp/news/2009/09081800.html>

認定シンボルイメージ

1) JAB 認定シンボルイメージ



2) JIPDEC 認定シンボルイメージ



以上

■ 本件に関する問合せ先 ■

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

E-mail: MSGJL@jab.or.jp

財団法人 日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター

お問合せフォーム : <http://www.jipdec.or.jp/ask/toiawase8/>

資料 6-1

2010年7月21日

国内認定機関から認定を受けていない認証機関への
経済産業省「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性のためのガイドライン」に
対するアクションプラン実施協力依頼について

公益財団法人 日本適合性認定協会

マネジメントシステム認証懇談会(以下、MS 認証懇談会)では、国内認定機関以外から認定を受け、日本国内で活動しているマネジメントシステム認証機関に対し、経済産業省産業技術環境局認証課のご支援のもと、アクションプランへの協力依頼を行いましたので、ここに公表いたします。

公益財団法人 日本適合性認定協会、財団法人 日本情報処理開発協会、及び、日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)では、2008年7月に経済産業省より発行された「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」(以下ガイドライン)に対し、その具体的実行計画をアクションプランにまとめ、2009年8月に公表しました。現在、マネジメントシステム認証懇談会(以下、MS 認証懇談会)を中心に、アクションプランへの具体的対応とともにその徹底策の検討を進めているところです。

アクションプランは、日本で活動する全てのマネジメントシステム認定・認証機関が統一して行うことが、制度の信頼性を向上のために非常に重要であります。

現在、日本国内には、国内認定機関以外から認定を受け活動しているマネジメントシステム認証機関が複数あります。

このため、今般 MS 認証懇談会は、これら認証機関に対して、ガイドラインの趣旨をご理解いただき、アクションプランの積極的な取り組みをすすめていただくよう依頼することにいたしました。

MS 認証懇談会では、今後もアクションプラン実施への取り組みや活動の公表などを通じ、マネジメントシステム認定・認証制度の更なる信頼性向上に努めてまいります。

以上

■ 本件に関する問合せ先 ■

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

E-mail: MSGL@jab.or.jp

資料 6-2

国内認定機関から認定を受けていない認証機関への 経済産業省「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性のためのガイドライン」に 対するアクションプラン実施協力依頼について

2010年7月22日

財団法人 日本情報処理開発協会

財団法人 日本情報処理開発協会、公益財団法人 日本適合性認定協会、日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB)、及び要員認証機関で構成されるマネジメントシステム認証懇談会(以下、MS 認証懇談会)では、国内認定機関以外から認定を受け、日本国内で活動しているマネジメントシステム認証機関に対し、経済産業省産業技術環境局認証課のご支援のもと、アクションプランへの協力依頼を行いましたので、ここに公表いたします。

MS 認証懇談会では、2008年7月に経済産業省より発行された「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」(以下ガイドライン)に対し、その具体的実行計画をアクションプランにまとめ、2009年8月に公表して、現在、MS 認証懇談会を中心に、アクションプランへの具体的対応とともにその徹底策の検討を進めているところです。

アクションプランは、日本で活動する全てのマネジメントシステム認定・認証機関が統一して行うことが、制度の信頼性を向上のために非常に重要であります。

現在、日本国内には、国内認定機関以外から認定を受け活動しているマネジメントシステム認証機関が複数あります。

このため、今般 MS 認証懇談会は、これら認証機関に対して、ガイドラインの趣旨をご理解いただき、アクションプランの積極的な取り組みをすすめていただくよう依頼することにいたしました。

MS 認証懇談会では、今後もアクションプラン実施への取り組みや活動の公表などを通じ、マネジメントシステム認定・認証制度の更なる信頼性向上に努めてまいります。

以上

■本件に関する問合せ先■

財団法人 日本情報処理開発協会
情報マネジメント推進センター

お問合せフォーム：<http://www.jipdec.or.jp/ask/toiawase8>

Discussion Proposal from PAC:

**Disclosure of information related
to accreditation and certification
to improve the credibility of
management systems
certifications**

Takashi Horie
16 October, 2009
JASC

Ver.1

Transparency;

- removes stakeholders' sense of uncertainty about management systems certifications,
- builds trust and confidence,
- and improves the credibility of certifications.

Disclosure & Experience in Japan

- "Disclosure" is one of the powerful measures that can be used to enhance transparency.
- According to experience in Japan, effective disclosure procedures resulted in maintenance of confidentiality.

Proposal

□ This paper proposes to form a Task Force to study and discuss information disclosure within the framework found from the experience in Japan to develop an informative document.

From the Discussion bet. Japanese ABs & CBs

□ Under the understanding of the significance of the disclosure, Japanese ABs and CBs discussed the details of information disclosure and obtained the following results:

Results of the Discussion bet. Japanese ABS & CBs

- By whom and to whom the information should be disclosed,
- What kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality,
- How the information should be disclosed to ensure the reliability of the information.

By whom and to whom the information should be disclosed

- The "disclosure" of information by CBs to organizations is focused on.
- The organizations who want to be certified, are seeking the right choice and collecting information from CBs.

By whom and to whom the information should be disclosed

- CBs which provide these potential clients with proper information could be selected for their certification services.
- That would therefore encourage the CBs to voluntarily disclose more information.

What kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality

□ Information indicating CBs' impartiality, independence and reliability would effectively assist the organizations in selecting reliable and trustworthy CBs.

What kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality

- The disclosure of information mentioned here is solely referred to CBs.
- The disclosure does not need to address the confidentiality of certified organizations.

What kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality

Examples;

- composition of the committees which safeguards the impartiality of the CBs, in particular, classification of sectors and shares of stakeholders in the committee,
- related bodies (affiliated bodies, franchisees, subcontractors, etc.), in particular, critical locations including overseas bases,

What kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality

Examples;

- policy related to the management of auditors (competence, training and resources), in particular, excerpts from policies and procedures related to auditor management, and - evaluations of the CBs by their certified clients, in particular, feedback from the certified organizations.

How the information should be disclosed to ensure the reliability of the information

□ ABs publicize what is and is not disclosed for each of their accredited CBs to provide a comparison for organizations seeking certification.

How the information should be disclosed to ensure the reliability of the information

- The reliability of the information is ensured by the ABS checking CBs' disclosure.
- The information once under public monitoring builds up trust and confidence among society.

□ Japanese ABs and CBs have established action plans based on the discussion and the disclosure of CB information by Japanese ABs will begin next year.

Requested Actions by IAF TC

In order to improve the credibility of management systems certifications, PAC requests IAF TC to organize a Task Force (or assign to an existing Task Force) to study and discuss disclosure and develop a IAF informative document which stipulates;

1. by whom and to whom the information should be disclosed,
2. what kind of information should and could be disclosed not to breach confidentiality,
3. how the information should be disclosed to ensure reliability of information

**Thank you for your
listening.**



Progress Report for the Implementation of Action Plans

(Improving the Credibility of MS Certification)

June 14, 2010

Yoshi Kameyama

Introduction

1. The Committee consisted of JAB, JIPDEC, JACB and observers from METI has established in Nov. 2008 in order to create action plans responding to the Guidelines (Guidelines for Ensuring Credibility of Management System Certification Schemes: METI, July 28, 2008)
2. From Nov. 2008 to July 2009, 6 working groups of the Committee have studied intensively and create action plans for each item described in the Guidelines.

Introduction(2)

3. Subjects of Study:

- 1) Ensuring application of disciplinary rules in certification activities
 - 1-1 Response to deliberate provision of false information
 - 1-2 Response to material noncompliance with laws
 - 1-3 Establishing a correct and appropriate certification scope

- 2) Ensuring the quality and consistency of auditors

Introduction (3)

- 3) Disclosure of information on accreditation and certification
- 4) Rigorous implementation of “effectiveness assessments”
- 5) Proactive public relations activities on certification schemes
- 6) Ensuring international harmonization and rigorous measures for implementing action plans

Implementation of Action Plans

1. Response to deliberate provision of false information

10 Feb. 2010, JAB and JIPDEC jointly issued the recommendation document which indicates;

- 1) After withdrawal of certification, CBs will not accept the reapplication from the organization in question for a certain period,
- 2) CBs will inform of the occurrence of this withdrawal to the AB, and the AB will make this information available to all CBs.

Implementation of Action Plans

2. Establishing a correct and appropriate certification scope

10 Feb. 2010, JAB and JIPDEC jointly issued the recommendation document which indicates;

- 1) CBs try to ensure that the key activities of the organization are covered by the certification scope.
- 2) CBs will avoid any misunderstanding that the certification covers all the activities, when only a part of the organization is certified.

Implementation of Action Plans

3. Disclosure of information on accreditation and certification

- 1) 41 of 54 CBs have submitted the information to ABs whether they have already disclosed their basic information on their website or not, and, from 10 Feb. 2010, ABs have disclosed these data on ABs' websites in order for interested parties to look at and compare the CB's information disclosure situation at a glance.
- 2) As of March this year, 49 CBs have submitted the information.

Implementation of Action Plans

(Disclosure of information on basic information of CBs)

1. Capital; main shareholders,, overseas parent company, etc
2. Name of accreditation body; JAB, ANAB etc
3. Administration committee/organization for ensuring impartiality; composition of committee members
4. Organization; structure etc
5. Responsible persons; explain the top management structure
6. Linkage (Relationship); any bodies with linkage, e.g. franchise, subcontractor
7. Financial policy; structure to ensure financial stability
8. Management of impartiality; documents demonstrating the system to ensure independence/impartiality
9. Structure for determining certification; if the structure is a committee, indicate the member of the committee
10. Name of affiliated association; JACB, XXX association etc
11. Quality policy; content of quality
12. Policy on auditors; competence required of auditors, auditor training, auditor resources
13. CB's audit scope and records; audit scope and Nr. of certification
14. Audit programme; general audit policy, audit programme etc
15. List of certified organization;
16. Limitation to certification; main restrictions and conditions applicable to suspension, withdrawal
17. Confidentiality; System, statement for protecting confidential information
18. Audit evaluation; system for customer survey
19. Responses to complaints; Published info on the process to receive/respond complaints

Implementation of Action Plans

(Disclosure of information on basic information of CBs)

Whose accreditation on	Name of CB	Items																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
JAB JIPDEC	財団法人日本規格協会 審査登録事業部 (JSA)	*	○	-	○	○	*	-	○	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
JAB JIPDEC	日本検査キユーエイ株式会社 (JICQA)	○	○	-	-	-	*	-	-	○	○	-	○	○	○	○	△	○	○	-	○
JAB JIPDEC	日本化学キユーエイ株式会社 (JCQA)	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
JAB	財団法人 日本ガス機器検査協会 QAセンター (JIA-QA Center)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
JAB	財団法人 日本海事協会 (ClassNK)	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	△

Implementation of Action Plans

2) Information disclosure regarding the result of accreditation assessment have not been reached to a firm agreement yet. ABs have developed the summary report form for its trial disclosure, and that form will be prepared for each CB after an accreditation assessment. ABs will discuss with each CB the content of the report and whether this summary report can be disclosed or not. ABs and CBs will finally decide whether this report will be disclosed or not at the end of March 2011.

Implementation of Action Plans

(Draft Form of Disclosure Report on CB Assessment)

1. CB name
2. accredited date
3. JAB accreditation programme
4. Outline of the CB
 - Accreditation programme accredited by other than JAB
 - membership i.e. JACB, IQNet, IIOC etc
 - Offices and its function
 - certificates issued with JAB symbol
5. Type of Accreditation assessment
6. Main objective of the assessment
7. Outline of Witnessing
 - Type of Industry
 - days for the assessment
8. assessment Conclusion
9. Outline of assessment
 - Maintain/change of MS at the CB
 - Specific field where the CB has strengthened
 - Rationale for the assessment conclusion from findings. (not mentioned about the number of N/Cs and/or detail of N/Cs.)

Implementation of Action Plans

3) Information disclosure regarding the result of certification audit has been started from April this year inviting certified organization and consumer association representatives. We need several months to reach an agreement among interested parties.

Implementation of Action Plans

4. Ensuring international harmonizing and rigorous measures for implementing action plans

- 1) Investigation of the actual status of certification bodies in Japan that are not accredited by either JAB or JIPDEC has been conducted by ABs and JACB, and the list of those CBs has been prepared.
- 2) ABs will send a letter to those CBs in the list, requesting to implement the action plans.

Thank you



MS 信頼性ガイドラインに対するアクションプラン- Part 2 -
(マネジメントシステム認証懇談会報告)

発行：2010年12月

発行者：マネジメントシステム認証懇談会

無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします

© 2010 マネジメントシステム認証懇談会